

第50回 名張市都市計画審議会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第50回 名張市都市計画審議会
- (2) 開催日時：令和5年7月27日（木）午後2時00分～午後4時20分
- (3) 開催場所：名張市武道交流館いきいき 多目的ホール
- (4) 出席した者の職、氏名

審議会委員

会長	川口 佳秀
副会長	久 隆浩
	重森 舞
	岡野 文生
	秋元 真奈美
	阪本 忠幸
	足立 淑絵
	玉置 玉義
	河合 進
	北森 仁美
	吉田 公則
	川瀬 豪利

事務局ほか

副市長	中村 岳彦
都市整備部部长	伊集院 時仁
都市計画室室長	喜多 一輝
同室係長	寺本 まり子
同室室員	中村 美香

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
名張市立地適正化計画の策定について（中間報告）

会議は公開

- (6) 傍聴人の数
1名
- (7) 発言の内容
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項
なし

第50回 名張市都市計画審議会 議事録

日時：令和5年7月27日（木）

午後2時00分～午後4時20分

場所：名張市武道交流館いきいき 多目的ホール

【議長】

はい。それでは名張市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして格段のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。それでは議事に入ります前に、本日の会議の公開については、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものと期待いたします。事務局、傍聴者はおりますか。

【委員】

はい。傍聴定員15名のうち、傍聴希望者は現在1名でございます。

【議長】

はい。傍聴希望者があるようでございますので、傍聴者の誘導を事務局の方、よろしくお願ひします。その間、皆さん、しばらくお待ちください。

・・・傍聴者 入場・・・

【議長】

はい。では議事に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規程第11条1項の規定により、重森舞委員と阪本忠幸委員を本会議の議事録の署名者に指名いたします。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、これより、議事に入ります。本日ご協議いただきます事項は、名張市立地適正化計画の策定について、中間報告でございます。事務局より説明をお願ひいたします。はい。事務局お願ひします。

【事務局】

失礼いたします。都市計画室長、喜多でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。本日は本年度第1回目の都市計画審議会となります。前回は昨年8月27日に開催しておりまして、本日ご報告申し上げます名張市立地適正化計画の策定につきまして、市長から諮問を受けまして、検討を行うための小委員会でありまして、立地適正化計画策定検討委員会を立ち上げていただいたところでございます。ざっくりとした経緯についてご説明、今後のスケジュールも含めてご説明さ

せていただきたいので、本日配付させていただいてますこのいちばん分厚い中間報告の資料ですね、後ろから2ページ目、110ページをご覧ください。これまでの経緯と今後のスケジュールを載せさせていただいております。ちょうどこの経過の中ほどですね、2020年、令和4年度の8月。これが前回の都市計画審議会ということになります。その後ですね、同年の11月から本年の5月までの間に計4回の策定検討委員会を開催させていただきました。それについてのご検討をいただいたところでございます。同委員会の運営にあたりましては、10名の委員の皆様にご参加をいただきましたが、本都市計画審議会からは、川口会長、久副会長、秋元委員、玉置委員にご参加をいただきました。また、本日ちょっと傍聴者としてご出席いただいております木津川上流河川事務所の出口課長にも参加をいただいております。本当にありがとうございました。久先生にはですね、委員会の委員長を、出口課長には副委員長をお務めいただいたところでございます。本日は、同委員会でご検討いただきました、名張市立地適正化計画、素案のですね、検討委員会案につきまして中間報告をさせていただきます。それから、今後のスケジュールでございますけれども、この110ページの方にも書いてございますようにですね、本日の中間報告、2023年の7月でございますけれども、この中間報告を経た後にですね、8月には議会の方で中間報告をさせていただく予定でございます。そのうち、大体秋頃から地域説明を実施いたしまして、順調に進みまして、来年2月にパブリックコメントを実施する予定でございます。それから、その結果を踏まえましてですね、策定検討委員会にて最終案を確定していただきまして、三重県との協議が完了いたしましたら、本都市計画審議会に最終報告をさせていただくという流れでございます。策定の予定としては、順調に進んでいけば、令和6年の6月に策定ということを目指しております。それでは、策定検討委員会案につきまして、担当係長の寺本の方からご説明を申し上げます。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、お願いします。

【事務局】

それでは、始めに計画の構成をご説明しておきます。表紙をめくっていただきまして、目次をご覧くださいいただけますでしょうか。まず、第1章は、本計画の導入部分として、立地適正化計画の制度について説明をしております。次に第2章で現況と課題を提示いたしまして、第3章で本計画の方針と将来都市構造を掲げております。そして、第4章が本計画でいちばんポイントとなります誘導区域、そしてその誘導のために行う施策について次のページ、第5章でご説明しております。最後の第6章が防災指針でございます。それでは、はじめに第1章でございますが、2ページ、3ページでは制度創設の背景と目的について、4ページでは本計画で定める主な事項、5ページで位置付けと進行管理について記載をしております。制度の内容については、1年前にはなりますけれども、前回ご説明させていただきましたので、今回は省略させていただきたいと思いますが、この中で、特にご覧いただきたい箇所が2点ござい

ます。まず1点目が、少し戻っていただきますが、3ページの2段落目です。コンパクトシティという表現については、誤解を招きやすいところがございますので、「立地適正化計画による居住や生活サービス機能の集約誘導とは、すべてを短期間で強制的に一極に集中させるものではなく、時間をかけながら緩やかに多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すものです。」と記載いたしました。その下に国交省の資料を掲載いたしました。一極集中ではなく多極型の都市構造を目指す、すべての人口集約を図るものではない、強制ではなく誘導による集約で、急激な地価変動は生じないとされております。次に2点目ですが、5ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの上から2段落目でございます。本計画の策定目的を最初の段階で明言しておく必要があるかと思っておりますので、こちらに記載いたしました。「本計画は誘導等の手法により、本市の都市計画マスタープランである名張市都市マスタープランが掲げる理念や方針を実現するためのアクションプランとして策定します。」といたしました。第1章については以上でございます。続きまして、第2章、現況と課題です。本当でしたら、1つ1つご説明させていただきたいところなのですが、たいへんボリュームのある計画となっておりますので、まずは34ページに課題をまとめておりますので、そこを読ませていただきまして、最後にお時間が残っているようでしたら、改めて見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、34ページをご覧ください。本市の総人口は2045年には1985年頃の人口程度にまで減少すると推計されており、年齢階層別に見ると、年少人口と生産年齢人口の減少が大きく、都市の活力の低下が懸念されます。本計画策定のために実施しました中学生アンケートでは、将来も名張市に住みたいという回答は40.1パーセントでした。都市の活力を維持するためには、若い世代をはじめ、多くの人が住みたい、住み続けたいと思う魅力ある都市づくりが求められます。都市が広がったまま人口が減少し、空き地や空き家が増加ということで、都市のスポンジ化が懸念されます。にぎわいの喪失に繋がるほか、一定の人口密度に支えられた各種都市機能の低下や、景観、生活環境の悪化のおそれがあります。利用されなくなった農地での小規模な宅地化も増加傾向にある中、居住や都市機能の適切な誘導や土地利用の規制が必要です。現状では、公共交通の利用頻度が低く、地域公共交通に関する市民アンケートでは、ほとんどの外出で自動車を使っているという回答が80パーセントを超えていました。利用者減少により、収支率の低い路線の減便等も懸念されますが、今後の超高齢社会においては、公共交通手段の確保は不可欠であり、自動車に過度に頼らなくても便利に暮らせる交通環境が求められます。本市は豊かな自然に恵まれており、中学生アンケートでも居住地域が住みやすい理由として自然が豊かで生活環境が良いから、本市の将来については自然が豊かで環境に配慮したまちづくりが望ましいという回答が最も多い結果となりました。自然に囲まれた美しいまちを維持するとともに、近年、頻発、激甚化している自然災害に対応できる強靱なまちづくりも必要です。交通結節点である鉄道駅を有する名張地域と桔梗が丘地域で、人口減少と少子高齢化が顕著となっております。特に桔梗が丘駅周辺は、市北部のコミュニティバス等が集まる交通結節点であるにもかかわらず、商業施設の撤退等より、にぎわいが喪失しています。市の中心部にあたる両地域への居住や都市機能の適切な誘導が求められます。第2章については以上でございます。それでは第3章の説明をさせていただきます。38ページの一番上の部分をご覧くださいませでしょうか。立地適正化計画の作成にあたっては、現状の把握、分析により整理した課題を基に、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都

市像を設定する必要があります。本計画では、名張市総合計画や三重県の名張都市計画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランの理念や目標などに基づき基本的な方針を示します。ということで、38ページから40ページまでは、上位計画等の該当箇所を載せております。結果を申し上げますと、これらの内容から大きく外れることなく、同じ方向性で方針を設定できております。それでは41ページをご覧くださいませでしょうか。本計画の基本的な方針です。名張市都市マスタープランは2010年の改定当時から将来の人口減少を見据え、持続可能な集約連携型のまちづくりを進めていくことを大きな方針としていることから、本計画でもこの方針に準じて基本的な方針を設定し、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを進めます。大規模な住宅地開発により人口が急増した本市は、歴史と伝統豊かな町屋での暮らし、美しい自然に包まれた農村や山村での暮らし、そして近代的な住宅地での暮らしなど多様な居住環境に恵まれた、まさに暮らしのまちです。これから本格化する人口減少、少子高齢化社会においても、暮らしのまちとしての魅力をさらに高め、市民がいつまでも住み続けたい、市外の方からも住みたいと思われる都市を目指します。ということで基本方針を3つ掲げております。1つ目、基本方針1が、多様な居住環境が選択できる魅力的な都市づくり。本市の特色である多様な居住環境を活かし、ライフスタイルやライフステージに応じて適切な居住が選べる暮らしのまちとしての魅力を高め、移住定住促進につなげます。課題解決のための施策誘導方針は、居住等の緩やかな誘導、適切な土地利用、目的に応じた都市機能の立地といたしました。それでは次のページ、42ページをお願いいたします。基本方針2、機能的な交通ネットワークで暮らしやすい都市づくり。魅力的な暮らしのまちであり続けるため、交通軸や道路軸など、市民の暮らしを支える軸を強化、充実させ、人口減少社会でも便利な暮らしやすい都市を維持します。課題解決のための施策誘導方針といたしましては、市内交通の利便性維持、広域アクセスの向上、交通結節点の機能強化、多様な移動手段の推進といたしました。最後、基本方針3、美しく安全で健やかに暮らせる都市づくり。いつまでも暮らし続けたい暮らしのまちであるため、利便性はもちろん心穏やかに安心して暮らせる都市の快適性や安全性を確保します。課題解決のための施策誘導方針といたしましては、歩いて暮らせるまちづくり、都市環境の向上、防災まちづくりといたしました。基本的な方針については以上でございます。続きまして、次の44ページです。目指すべき将来都市構造で、いちばん上の文章で、目指すべき将来都市構造についても、まちづくりの方針を見据えながら、三重県の名張都市計画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づき、その実現を目指します。ということで、まず44ページ、45ページは県の区域マスタープランの将来都市構造をまとめております。赤の花丸のようなところを広域拠点と位置付けて、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区、多様な都市機能の集積、強化や周辺での生活関連機能の向上を図ります、とされております。次の46ページから48ページが名張市都市マスタープランと本計画の将来都市構造で、基本的には本計画もこの将来都市構造のとおり目指していきたいと考えておりますが、49ページをご覧くださいませもよろしいでしょうか。立地適正化計画では中心拠点、地域生活拠点という考え方がございまして、イラストのところの説明しますと、中心拠点は、市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点。地域生活拠点とは、周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー

一など、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点というものです。そして、この考え方を都市マスタープランの拠点に当てはめましたのが、このページの一番下の表でございます。その上の文章を合わせて読みますと、本計画では、名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構想に基づくこととしますが、市街地拠点を中心拠点、生活文化拠点を地域生活拠点に位置付け、居住や都市機能の誘導または維持を図り、将来においても持続可能な都市の骨格構造を目指します。ということで中心拠点には都市マスタープランの市街地拠点、地域生活拠点には都市マスタープランの生活文化拠点をあてはめました。それを図で表しましたものが、次の50ページでございます。中心部の赤系の3つの丸、ここが市街地拠点で、ここを中心拠点、薄いオレンジ色のところが地域生活拠点となります。そして、このような将来都市構造の中に、次に説明いたします誘導区域を設定いたしました。それでは次の居住誘導区域までご説明させていただきたいと思っております。52ページをご覧くださいませでしょうか。第4章は誘導区域としておりまして、52ページ、53ページは、誘導区域の説明を記載しております。これは前回説明させていただきましたので省略させていただきます。ただ、52ページの3、括弧1番から括弧3番のように、法律等で居住誘導区域に含まない区域などが定められております。それでは、54ページをご覧くださいませでしょうか。誘導区域の設定についての方針を記載しましたので読ませていただきます。現行の都市計画及び名張市都市マスタープラン等における方針に基づいたまちづくりを目指して誘導を図ります。そこで、本計画第3章の2、目指すべき将来都市構造で示した中心拠点と地域生活拠点及びその周辺エリアを元に誘導区域の設定を考えます。なお、本市の面積は129.77平方キロメートルと比較的小さく、さらに市域の約半分が山林となっています。加えて総人口の80パーセント以上が公共交通等で60分以内に交通結節点である近鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅に到達できるコンパクトなまちの構造になっていることから、まずは、市街地をこれ以上拡散させないという考えからスタートして、各拠点への適切な誘導、集約を図ります。2つ目がメリハリのあるまちづくり。生活サービス機能を維持するためには、一定エリアにおける人口密度の維持が必要とされています。そこで、居住については、都市のスポンジ化が懸念されている中心拠点への誘導と、将来も高く推計されている地域生活拠点での人口密度の維持を図り、併せて各拠点に必要な都市機能を誘導します。また、これらの拠点到誘導を図ることで、集落居住拠点等の自然豊かな暮らし、まちなみを守り、メリハリのあるまちづくりを行います。3つ目が災害に強いまちづくりです。都市の防災機能の強化を図るため、原則として災害危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域には誘導しません。ただし、市民の生命身体保護を最優先に考えつつも、過度な規制を行うことなく、既存のまちづくりとの兼ね合いも考え、総合的に判断します。といたしました。そして、次の55ページが居住誘導区域の設定プロセスで、1番から9番までの流れで設定しまして、10番はそれまでの流れの中で条件的に当てはまらなかったものや、特殊な事情があるものを想定するものです。それぞれの詳細については次のページから説明しております。56ページをご覧くださいませでしょうか。まずはプロセス1番からです。こちらは加える区域です。用途地域の指定区域です。現行の都市計画と整合を図るため、まずは現在の用途地域指定区域をベースにして居住誘導区域を設定します。居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域とされている工業専用地域と、居住には不向きな工業地域を除きます。青色と水色のところですが、ただし、プロセス10番として次の区域を加除します。現状の土地利用としては一体である

ものの、後から開発されたなどの事情により用途地域が指定されていない区域を加えます。これは前回もご説明したんですけども、桔梗が丘の西などにある本当に一部分ですけれども、そのような区域でございます。2つ目が工業専用地域を除くことで連担性が失われること、大半が都市計画施設で住居を建てられないことから、名張中央公園のある第二種住居地域のエリアを除きます。3つ目が、交通量やロードサイド店舗が多くにぎわいのある箕曲地域の国道165号沿いは、両サイドを居住誘導区域にするべきと考え、用途地域の指定のない南側も居住誘導区域に加えます。次のページがプロセス2番です。用途地域等の見直し方針の用途地域指定対象住宅地です。2014年に作成した用途地域等の見直し方針で、用途地域の指定を進めていく方針を立てました住宅団地を加えます。単独または周辺の住宅団地と合わせて、概ね50ヘクタール以上の住宅団地を対象としています。それでは次のページをお願いいたします。プロセス3番。ここからは除く区域となります。ただ、このプロセス3番の農振農用地、第一種農地は、対象地域はございませんでした。そして次のプロセス4番、保安林区域等も対象地域はございませんでした。続きまして、そのプロセス5番、急傾斜地崩壊危険区域ですが、これは法律で含まないこととされているところですが、緑色の区域を除きます。続きまして6番、土砂災害特別警戒区域、こちらも法律で決まっております。居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域を除きます。次のページをお願いします。次は、土砂災害警戒区域の方です。こちらは原則として含まないこととされている区域ですが、こちらも、除くことといたします。ただし、土砂災害警戒区域のうち、都市計画法改正により、開発許可制度ができた1975年以降の住宅団地、具体的には、梅が丘、百合が丘、さつき台なんですけど、その団地内にある区域については、周囲の宅地と同様に県の開発許可を受けているため安全性が確保されていると考えまして、プロセス10番の居住誘導区域に含めることといたしました。続きましてプロセス8番、洪水浸水想定区域。こちらはいろいろな段階があるんですけども、洪水浸水想定区域については名張川の河川改修が完了されます中期の中頻度、中頻度といいますのは50年に1回程度、この規模のうち浸水深が50センチ以上と想定されている区域を除きます。次のページのプロセス9番ですが、家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸侵食の想定区域を除きます。家屋倒壊等氾濫想定区域には氾濫流と河岸侵食の2種類がありますが、そのうち建築物の構造にかかわらず、土地の侵食により住居等が流出する危険がある河岸侵食の想定区域を居住誘導区域から除きます。ただし、この中には既に都市基盤が整備され、居住等が集積している区域が含まれています。また、長い歴史を通じて、本市の中心としての役割を果たしてきた名張地区の中でも、特に初瀬街道沿いの区域は、名張市都市マスタープランでにぎわいやまちなみを創出するエリアにしているほか、現在、国、市及び地域が協働で進めている名張かわまちづくり事業において、まちなかの回遊性向上の拠点を含む区域となっております。これらのことから、一部の区域につきましては、プロセス10番としまして、居住誘導区域に含めることとし、残存する災害リスクに対しては、第9章防災指針において必要な防災減災対策を示します。その設定されました居住誘導区域が次のページ、62ページの通りでございます。水色の部分が居住誘導区域となっております。居住誘導区域については以上です。第4章の途中でございますが、ここで一旦切らせていただきたいと思います。ここまでの所でご意見ご質問等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。それでは議長よろしく申し上げます。

【議長】

はい。ただいま第4章の途中まで説明あったわけですが、この件までにおきまして、皆様のご意見やご質問ございましたら、議長と呼んでいただきまして、発言をよろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

はい。

【議長】

はい。お願ひします。

【委員】

今、ご説明がありましたけども前回、私も参加させていただいた時に基本的にこのような形でやってくということで確認しつつ、今日になっていろいろ進めるところを進めてくれたんだけど、まず、都市計画の根幹になってるんですけども、コンパクトシティプラスネットワーク。それで、基本的には中心的生活拠点、利便性。そして公共的な交通で結ぶということが基本的になっております。このところをもう少しご説明をお願ひしたいと思います。それともう1つ、目指すべき将来構造。これは基本的な考えになるとは思いますけども、30年間の中で、確かにその時の当初は、建物ですね、今現実的には名張市だけじゃなしに全国的にそういう様子になってるんだけど、空き地、空き家がやっぱり増えているというのが現状です。そういうところの考えについてですね、やっぱりもう少しですね、その言ったら悪いけども、都市計画の部署だけではちょっといろいろ問題もあると思いますし、いろいろな部署の方に聞きつつやっていただいた方がいいんじゃないかなと、このように思ってます。それともう1つ、いちばん肝心な所だと思いますけれども、今、市長も代わられて、今のね市長についてはそれは同じような中で、行政がやってくれています。やってないといけないんですけども。先にも触れてるみたいだけでも、若者定住という形でね、基本的には名張市はやってますと。ただ、現実的にそういうような形でやっぱり減りつつあるし、これは名張だけの問題と違う。やっぱりもう少し努力して、申し上げたように、いろいろな角度から視野から検討してもらったら、名張市の将来的に、若いものが安心安全で住めて、豊かな暮らしができる。それと環境的にもね、やっぱりもっとこれ見直しするところもたくさんあると思います。そのようなところも前にちょっと申し上げたところもあるんですけども、その辺もちょっと網羅してくれてないし、ご説明いただけますか。すみませんが、申し上げたように都市計画の関係で、医療福祉、教育とか子育て、商業施設、そんなところをもう少しご説明いただけたらありがたい。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。今、委員からご質問ございましたので、事務局の方よろしくお願ひできますか。

【事務局】

ありがとうございます。大きく3点ご質問いただいたかなと思います。1つ目が、初めに説明させていただきましたコンパクトシティプラスネットワークの考え方をもう少し詳しく説明ということで、それが1点。2点目がですね、これまでの名張市の都市の成り立ち、過去30年間ぐらいでしょうかね、そういった形でここまできてるという中で様々な部署との関わり方も必要じゃないかっていうご意見をいただけたかなと思います。で、3点目が若者の定住促進っていう今の新しい総合計画、名張新時代戦略の前の総合計画も若者定住促進というのも入ってましたので、そのあたりどう考えているかということですけども、まず1つ目のコンパクトシティプラスネットワークの考え方、改めてご説明させていただきますと、やっぱりいちばんわかりやすいのが、次の質問にも繋がってくるんですけど、資料で言いますと44ページ、47ページあたり見ていただくとちょっとわかりやすいんですけども。この2つの質問で挙げていただきました目指すべき将来都市構造ということで、この44ページの図というのは、三重県の区域マスタープランで決まっているということでございまして、ちょっとこの図で見ていただくと、この花が咲いてるような大きな赤い丸ですけども、主に名張駅と桔梗が丘駅を中心にまちづくりをしていくと。このあたりは広域拠点というふうに位置付けております。次に47ページの方、こちらが名張市都市マスタープランでございまして、こちらについても同様にですね、名張駅と桔梗が丘駅周辺をですね、市街地の拠点というふうに位置付けております。この同じ図の中で、黒い破線のようなこれが近鉄の鉄道のラインになります。ちょっと見えにくいんですけども、地図の右上の方から左下の方に、黒い線があると思います。165号線ということで、コンパクトシティといいますが、まず大きな名張駅と桔梗が丘の駅に市街地を集約していくと。住む場所としましては、黄色の点線で囲んでます住宅団地ですね。こういったところに住まいは住まいで、住むための場所として、駅周辺では市街地の中心地として集約をして、まち自体をコンパクトにしていくと、そこにプラスネットワークというのは交通の方でございまして、まず交通の基盤としましては鉄道の線があって、165号、368号があるということでございまして。そういった都市基盤を整備が現在できているわけではございません。ただそこに公共交通で人の流れを作っていくと、高齢化も進んでまいります、段々免許返納なんかも進んで、自分でお車に乗れない方も増えてくることも予想されておまして、今現在名張市はどちらかというところ、車社会になってるんですけども、自家用車から公共交通へのシフトってのが大きな課題になっているというところで、そこを立地適正化計画の中で目指していくというのが、一応このコンパクトシティネットワークの説明でございまして。名張市に当てはめるとこの図になってくるのかなということで考えてございまして。2点目に入らせていただきます。2点目につきましてはですね、他部署との繋がりとということですけども、これは今の立地適正化計画の中でお話させていただいたり、ここの中に反映させていくものではちょっと違うのかなと思いますけれども、この立地適正化計画というものを、もちろん、他部署の方にも周知はいたしましてですね、その中でこういったまちづくりを進めていくんだと、ここはそのための場所にする、ここは市街地を促進する場所であるということは当然他部署の方にも周知して参ります。ですので、ソフト事業としましては、例えば地域経営室がまちづくりの方やっておりますけれども、地域経営室の方にも当然周知した中で、各15地域の代表者さんにこの説明をさせていただいて、こうやってまちをコンパクト化していくんだと。その中でどんなふうな地域経営をして

いくかというのは、地域経営室の方が進めていくことになりますが、もちろん横の連携は図って参ります。あるいは福祉の部分もそうですけれども、医療施設がどこにくるのか、施設がどこにくるのかというのは、都市機能誘導地域の中です、病院もありましたけど、施設をこういう位置に持っていくんだということは福祉の部局とも連携しておりますので、そういった横の繋がりは図っていけるのかなと、このように考えております。それと3点目の若者定住促進でございますけれども、これは2つ目の質問とも共通するんですけれども、これでもってですね、若者の定住促進に補助金が出るとか直接的なアプローチはないんですけれども、やっぱり住宅は住宅、住まいの環境が良くなれば、その団地に住むための魅力が出てくると、ネットワークで移動しやすい環境があって、市街地に面白いまちがある、そこに楽しい街があるっていうものが実現していけば自然と若者に興味を持ってもらえる、住んでもらいやすいまちになっていくのかなと思っております。ですので、立地適正化計画はそういったソフトハードまちづくり、全部合わせます一番ベースとなる都市機能をまとめていく設計図のようなイメージかなというふうに考えておりますので、間接的には若者の定住促進に付与できるのかなとそのように考えております。以上でございます。

【議長】

はい。ありがとうございます。委員どうぞ。

【委員】

どうもありがとうございます。そんな形でいろいろと部署の中で、私ちょっとわからなかったもので。そんな形で協力しつつ、やっぱり都市計画についてもこういう形でやってるという。本日も市議会議員の方もお見えですし、都市計画審議会だけと違って、特に議会の方は私たちの代表やから、申し訳ないけど可能な限りはご協力していただいて。都市計画というのはスパン的には20年、早くは5年というような形で計画立てますやんか。やっぱり現状はちょっと緩やかな経済だし、高度経済成長の時と違ってそうは変わらないと思いますけどね。こうして皆様に寄っていただいて計画を立てた以上は、私たちが安全で住みよい名張市づくりという形が一番、本題になるところですやんか。先程も事務局の喜多さんの方から言っていただきましたけども。それで前回もお願いしたと思うんで直接にこれについては考えないやけども、桔梗が丘の近鉄百貨店が5年ほど前に撤退しましたね。西松屋も徹底しますやんか。連合でも地域でもやらしてもらって、前、私、亀井市長さんの方に会って、その中でもご尽力いただいて、最終的には小さな店舗をちょっと頑張ってもらった。ただそれ、そんな形になってるし。そして基本的にもう言ったら悪いけども、桔梗が丘の駅、無人化で誰もおりませんやん。何かあったらね、名張の方に連絡してコンタクト取ってっていうそんな状態。桔梗が丘だけの問題違います。前の時はね、横の繋がりもあったしね。そしてやっぱり近鉄不動産が皆持つてからね。そして申し訳ないけども、この辺のやっぱり土地開発をするにあたっては近鉄不動産を入れつつやらないとあきません。そういうかたちでやってもらわないと。せっかくこういうふうな形で皆さん来てくれたから。以上です。どうもすいません。はい。

【議長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

議長いいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

先ほどの委員のお話ですけれども5ページのところで、この立地適正化計画と周りの計画の関係が書かれていますけれども、今お話をいただいて、大半が一番上の名張市総合計画の中でいろんなことが書かれていますし、さらにそれを受けて一番左下の分野別計画の中でも、様々な分野別計画がありますので、そのあたりで受けていけるのかなど。そのことで、総合計画とは則する、それから分野別計画は連携、整合と書いてありますので、このあたり、この図を見ていただいたら、この立地適正化計画がほかの計画とどのように繋がっていくのかというところが示しておりますので、これを書いている限りは、ちゃんとやっていただくということになると思います。具体的に空き家の話も出ましたが、この5ページのところの左下のところの空き家っていうのが書かれていますけれども、もう空き家対策計画が既に立てられて動いているんですが、この空き家対策計画はいわゆる1軒1軒の空き家をどうするかという計画なんですけれども、ちょっと先走りですけれども80ページをご覧いただければ、これまた後程ご説明もあるかもしれませんが、80ページの下に絵がございますが、その一番上ですね。黄色で空き地と書かれていて、赤で空き家って書かれていますけれども、これどういう状況になつてると、空き地空き家がバラバラと点在している状態なんですね。空き家対策の計画はこれ1軒1軒の空き家をどうするかっていうことはできるんですが、今回この計画の中で、このいわゆる促進計画、制度を使うと、これ空き家と空き地を交換するんですね。そして、この空き地ばかり集めて80ページの下のところの交流広場ということ書かれているんですけれども、こういうように、バラバラになっている空き地空き家を集めてくる。つまりその土地を交換していくわけですね。交換して、空き地空き家を集めて、そしてそこに施設を作るということが、これこの計画にこれを位置付けますとできるようになります。ですから、今まで以上に空き地対策、空き家対策が進められることになりますので、そういううまい良い方法を使えるようにするためにも、この計画づくりはやっておりますので、またこれをうまく活用していただくといいなと思います。ただ、問題は、地権者さんがこうやって自分の土地を交換して下さるのかどうかということにかかっていますので、ここは市もコーディネートしていただくことになると思うんですけど、最終的にやっぱり地権者さんがこの交換を納得していただかないと進めませんが、逆に納得しますとこれすごい、面白いことができますので、また一緒に頑張らせていただければと思います。以上です。

【議長】

はい。委員、ありがとうございます。ほか、何かご質問ございましたら。よろしいですか。ないようでしたら、続きまして事務局の方からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは続きまして、63ページ。都市機能誘導区域についてご説明させていただきます。まずは、誘導施設についてです。都市機能誘導区域には、必ず誘導施設を定めることとされています。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。ということで、国が提示するイメージが下の表のとおりです。これらを参考に、次の64ページにありますように、立地を維持したい施設、新たに立地を誘導したい施設、区域外への立地を抑制したい施設という3つの観点より、次のとおり設定いたしました。具体の整備計画がない誘導施設を含みます。まず、行政機能は市役所を設定いたしました。設定理由は、総合的な行政サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。なお、市に立地の決定権がないものは施設施設の対象外とします。次に、福祉機能ですが、地域包括支援センターを設定いたしました。設定理由は、高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、中心拠点にある現在の立地を維持します。なお、在宅系介護施設等は、誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。子育て支援機能につきましては、子どもセンターのうち、子ども発達支援センターを設定いたしました。設定理由は、子どもの発達支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、地域生活拠点にある現在の立地を維持します。保育所等、こども園、幼稚園は誘導施設に設定せず、各計画等に基づき、市域全体を見通した施設配置を図ります。といたしました。次に商業機能ですが、総合スーパーと食品スーパーを設定いたしました。そのスーパーの定義は、従業員が50人以上で、衣食住にわたる各種商品を小売りし、いずれの小売販売額も10パーセント以上70パーセント未満の範囲にある事業所といたしました。設定理由は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点及び交通結節点となる鉄道駅周辺に必要な機能であるため、誘導施設に設定します。食品スーパーの方には、食料品の取り扱いが70パーセント以上で、売り場面積が250平米以上の事業所といたしました。設定理由は、生活に欠かせない生活利便施設である食品スーパーは、市内各所にあることが望ましいですが、現在、都市機能が不足している交通結節点への新たな立地誘導を図るほか、中心拠点での立地の維持、買い物の利便性が低くなっている周辺区域を補うために地域生活拠点での立地の維持を図るため誘導施設に設定しますといたしました。次に医療機能ですが、病院と診療所を設定いたしました。病院の設定理由は、総合的な医療サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、地域生活拠点での現在の立地を維持するとともに中心拠点における誘導施設に設定します。診療所の設定理由は、診療所は市域各所での実施が望ましいですが、中心拠点での維持及び公共交通アクセス性に優れる交通結節点への新たな立地誘導を図るため誘導施設に設定いたしました。金融機能は中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため誘導施設には設定いたしませんでした。次のページをお願いいたします。次に教育文化機能ですが、文化会

館と図書館と子どもセンターのうち教育センターを設定いたしました。文化会館の定義は文化振興を目的とした座席数300以上のホールを有する施設、具体的には青少年センターを考えております。そして図書館ですが、こちらの設定理由は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい機能であるため誘導施設に設定しますといたしました。子どもセンターの設定理由は、相談や研修、研究など教育支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、現在の立地を維持しますといたしました。備考欄ですが、各種学校は、誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図ります。また、市に立地の決定権がないものは、誘導施設の対象外としますといたしました。最後に防災機能ですが、防災センターと消防本部を設定いたしました。これは防災まちづくりに力を入れたいということからです。設定理由は、ほぼ同じなのですが、総合的な機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため誘導施設に設定し、現在の立地を維持しますといたしました。続きまして区域の設定についてご説明いたします。次の67ページをご覧くださいませでしょうか。

67から69までのプロセスのとおり設定いたしました。まずは1番、居住誘導区域内であること。居住誘導区域内に設定いたしました。ただし、今説明いたしました64から66ページの誘導施設は、災害時に避難所や防災拠点になる施設が多いことから、都市機能誘導では居住誘導区域の設定プロセスでは含まなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くことといたします。また、居住誘導区域では対象となっていました第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の用途地域の区域も、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除くことといたしました。次のページお願いいたします。2つ目ですが、将来都市構造の中心拠点等に即する。将来都市構造で中心拠点に位置付けた地域は、それぞれ、本市の中心となる機能の集積をさらに図る地域、既存の資源を活用し、にぎわい、交流拠点の充実を図る地域、土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域としています。また、本計画が即することとされている三重県の区域マスタープランの広域拠点は、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積、強化や周辺での生活関連機能の向上を図る拠点です。以上のことから、これらの拠点に合わせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。3つ目ですが、都市全体における人口推計や施設の充足状況、配置を勘案いたしました。第2章で課題を分析した食品スーパーの分布と徒歩圏、名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果と人口密度や高齢化率の推計、これは右のページ、69ページの上2つの数字です。人口密度や高齢化の結果が69ページの下2つの図のことですが、これをもとに、64から66ページで設定しました誘導施設の中で、特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心拠点の他、165号沿いの箕曲地域、つつじが丘に設定することといたしました。また誘導施設を決定した病院や子どもセンターが立地している百合が丘にも都市機能誘導区域を設定します。ということで、結果が次の70ページと71ページでございます。ピンク色の部分が都市機能誘導区域で5つございます。まず1つ目が中央都市機能誘導区域で、中心拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。誘導施設の方は下の表に丸が振ってありますように、市役所、地域包括支援センター、病院、診療所、子どもセンター、総合スーパー、食品スーパー、文化会館、図書館、防災センター、消防本部といたしました。2つ目が、桔梗が丘都市機能誘導区域。食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。エリアは、用途地域の近隣商業地域と工業

地域の箇所といたしました。誘導区域は、病院と診療所と総合スーパーと食品スーパー。これは病院も診療所もという意味ではなく、病院または診療所、総合スーパーまたは食品スーパーという意味でございます。3番が百合が丘都市機能誘導区域です。現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。エリアは百合が丘地区地区計画の業務地区といたしました。誘導施設は病院と子どもセンターです。つつじ丘都市機能誘導区域、将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定いたしました。エリアはつつじが丘地区計画の商店街エリアといたしました。誘導施設は食品スーパーです。最後は箕曲都市機能誘導区域、市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定いたしました。誘導施設は、食品スーパーです。都市機能誘導区域については、以上でございますが、この都市機能誘導区域と居住誘導区域をまとめたものが次の72ページの誘導区域全体図というものです。最後に73ページについてもご説明いたします。検討継続対象エリアです。蔵持地域の一部については、用途地域を指定しておらず農用地もまだ多く残っているため、現段階では居住誘導区域等の対象外となっておりますが、既に都市化が進んでいること、近鉄名張駅と桔梗が丘駅の間にある中心部に位置すること、立地適正化計画が即さなければならないとされている県の区域マスタープランの広域拠点に含まれていることから、今後のPDCAサイクルによる見直し等の際に検討を継続する対象エリアといたしました。ちょっと凡例が間違っておりましたのでまた修正をしておきたいと思っております。誘導区域については以上でございます。一旦切らせていただきたいと思います。

【議長】

はい。ただいま第4章の誘導区域に関しまして、事務局が説明あったわけでございますが、この件に関しましてご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。はい。ないようでございますので、続けて事務局、説明お願ひします。

【事務局】

それでは第5章の誘導施策と目標値の設定についてご説明させていただきます。76ページお願ひいたします。誘導施策には、上の図のように、居住の誘導を図るための施策と都市機能の誘導を図るための施策がございます。国などが直接行う施策と国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策がございます。手法としまして誘導的手法と規制的手法の2つがございます。誘導施策は8つ設定いたしました。まず1つ目が金融支援、税制措置です。これらについては、年度により変更もございますので、例とさせていただきます。まず、金融支援の例でございますけれども、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業、誘導施設等の整備であって国土交通大臣の認定を受けた事業に対し、民都機構が出資等を実施してくれるというものです。次に税制措置の例ですが、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の区域内で、一定の住宅建築を行うものに対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市区町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外することとします。次に2番目の届出

制度の運用です。居住誘導区域の届出制度からです。これは法律で決まっております。居住誘導区域外で下の表のような、例えば3戸以上の住宅の建築やそのための開発行為など、そのようなことを行う場合は届出が必要になります。届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議、調整の上、勧告等の必要な措置を行うこととなります。特に災害レッドゾーン、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域でございますが、ここにかかる区域において勧告を受けたものがこれに従わなかった時は、届出者の主たる事務所の所在地や開発区域に含まれる地域の名称等を公表することとなります。それでも建てた場合は、先ほど言った税制措置が行われるということです。続きまして78ページお願いいたします。こちらは、都市機能誘導区域に係る届出制度です。こちらでも都市機能誘導区域外で次の表のような開発行為、または建築行為を行う場合に届出が必要になります。届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議調整の上、勧告等の必要な措置を行うこととなります。3つ目は、次のページですが、用途地域等の見直しです。集約連携型の持続可能な都市づくりのため2014年に用途地域等の見直し方針を作成し、用途地域等の指定等を進めています。適切な土地利用の規制を通じて居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。次のページお願いいたします。4番目が低未利用土地の活用と検討です。低未利用土地とは具体的には空き地や空き家のことです。都市のスポンジ化を防ぐ方策として、空き地や空き家などの低未利用土地の適切な管理や有効利用の促進が必要です。そこで、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の低未利用土地について次のような方針を定め、活用等について検討を進めていくこととします。まず、利用については、居住誘導区域においては、活力あるコミュニティの維持に向けた活用を推奨し、都市機能誘導区域においては、利便性を高める施設としての利用を推奨します。ついては、低未利用土地権利設定等促進計画制度や立地誘導促進施設協定制度などの活用を検討します。管理については、次のページですが、空き地や空き家の適正な管理が行われず放置されることで、景観の悪化など周辺的生活環境に影響を及ぼすだけでなく、建物等の倒壊等により事故が発生した他人や隣家に被害を与えるおそれや、雑草等の繁茂により様々な問題が発生します。所有者に対してこのような不良状態とならないよう適正な管理を呼び掛けるとともに、必要に応じて適切な指導等を行います。次のページお願いいたします。5番目が公共交通等移動手段の充実です。利便性の高い公共交通の充実により居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。ということで、前半に名張市地域公共交通計画の基本方針に基づく主な事業を載せまして、後半に、新たな移動手段の例として、マース、グリーンスローモビリティの例を記載いたしました。次の6番目、都市構造再編集支援事業と、その次の7番目、まちなかウォークブル推進事業。こちらは立地適正化計画を策定することによって受けられる補助事業です。これらの活動についても検討しまして、必要な都市機能及び居住の誘導を図りたいと思います。そして、8番目が特定用途誘導地区の活性です。85ページでございます。これは誘導施設を有する建築物について、容積率と用途制限を緩和するもので、都市計画決定をするものです。次に目標値の設定です。86ページご覧いただけますでしょうか。本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するため、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を下記のとおり設定しました。1つ目が、居住誘導区域内の人口密度、2つ目が市内の公共交通に対する満足度、3つ目が名張市の住みごこちについての市民満足度の3つでございます。2つ目と3つ目は市民意識調査の項目を設定いたし

ました。1つ目の居住誘導区域内の人口密度については、調べるのに少し時間がかかるため黒丸にしております。申し訳ございません。続きまして、第6章、防災指針についてのご説明をさせていただきます。88ページご覧いただけますでしょうか。防災指針とは頻発、激甚化する自然災害に対応するため、2020年に法律に追加された事項です。4行目の最後からなんですけども、本計画では誘導区域を設定して居住や都市機能の誘導を進めていこうとしています。誘導を図るためには都市防災の視点を併せ持ち、コンパクトで安全なまちづくりを推進していく必要があります。そのため、居住誘導区域等から災害リスクの高い地域を原則除外するとともに、当該区域に残存する災害リスクに対しては防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災、減災対策に取り組むこととします。他の防災関連計画等との位置付けは下の図のとおりです。国が進めている流域治水プロジェクトのソフト対策事業も位置付けられております。次のページ、災害ハザード情報の整理とリスク分析は、各種情報の重ね合わせや比較を行い、災害の種類ごとにリスクを分析、評価いたしました。90ページをご覧くださいませでしょうか。まずは、洪水災害です。浸水想定規模はいろんな段階があるんですが、一番規模の大きい1,000年に1回の想定最大規模を載せております。想定最大規模の場合、発生確率は低いものの、名張川や宇陀川沿いの広範囲が浸水すると想定されており、浸水深が5メートルを超える箇所もあります。多くの福祉施設や医療施設、子育て支援施設も浸水想定区域内に立地しており、中には浸水深が3メートルを超える箇所に立地している施設もあります。次のページが浸水継続時間図です。浸水継続時間図とは、浸水深が0.5メートルになってから0.5メートルを下回るまでの時間の最大値を図化したものです。一部では12時間を超えるところもありますが、区域の大半が12時間までに浸水が収まると想定されています。次のページお願いいたします。建物階層別分布との重ね合わせ図です。特に浸水深が深い名張川と宇田川の合流付近を見ると、ほとんどの建物が1、2階建てとなっています。浸水深が0.5メートルを超える区域に多くの建物が建っていますが、一般的な住宅の場合、浸水深が0.5メートルを超えると床上浸水が始まります。また、浸水深が膝の高さ、0.5メートル以上になると、大人でも歩行が難しく、避難行動が困難になります。次のページが、家屋倒壊等氾濫想定区域の図です。次の94ページが、建物構造別分布との重ね合わせ図です。家屋倒壊等氾濫想定区域内には施設はあまり立地していませんが、住居等が多く立地しています。家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造をみると木造家屋が大半を占めており、氾濫流及び河岸侵食の区域と共に区域内の多くの建物が被害を受けるおそれがあります。次のページが土砂災害です。黄色が土砂災害警戒区域、赤色が土砂災害特別警戒区域となっています。市全体にわたって土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されています。特に市の西部や南部の山間部に多く分布していますが、市街地の中や住宅団地の周辺部分にも見られ、施設や住居等が含まれている箇所もあります。次のページお願いいたします。急傾斜地崩壊危険区域です。急傾斜地崩壊危険区域は、市域全体では22箇所、居住誘導区域内では4箇所あります。市街地の中にも存在し、当該区域に隣接している子育て支援施設等もあります。次は地震災害です。真ん中のところにも書いたんですが、地震災害に特化したものではなく、全ての区域が必ずしも災害ハザードに該当するわけではありませんが、ここでは大規模盛土造成地とため池ハザードについてリスク分析を行います。次の98ページをご覧くださいませでしょうか。大規模盛土造成地はつつじが丘や百合が丘などの住宅団地に多く分布しており、各種施設等も立地しております。市域全体では谷埋め型が76箇所ありますが、これ

らは、造成年代調査等の基礎資料整理や、現地踏査の実施に基づき抽出されました。今後は、第二次スクリーニングを実施して、安全性の把握を行っていくことになります。次が、ため池ハザードです。市域全体にわたり多くの農業用ため池が存在しますが、これらも地震や台風等により堤体が決壊して浸水するおそれがあります。ため池の決壊による被災の可能性については、河川の洪水による浸水被害ほど知られていないため、周辺住民等への周知が必要です。また、日頃からの点検や修繕等の管理などについて、管理者へ助言や指導を行う必要があります。次の100ページ、101ページは特に危険な地域を抽出したものです。居住誘導区域内とその周辺部に焦点をあてて抽出をしております。次の102ページをご覧くださいでしょうか。防災まちづくりに向けた取組です。少し長いので、最後の段落だけ読ませていただきます。このような様々な災害リスクに対応し、いざという時に防災について正しい知識と判断を持って行動できるようにするためには、各種の対策による災害リスクの回避や除去、低減と併せて、市民一人ひとりが防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、適切な避難や防災活動に役立つ情報をみんなで共有しながら、いつまでも安心して暮らせる防災意識の高いまちを構築していくことが必要です。ということで、防災まちづくりの将来像をみんなで取り組む防災意識と防災、減災機能が高いまちづくりといたしました。次の103ページですが、防災まちづくりに向けた取組方針といたしましては、生命及び身体の保護を最優先に考え、ソフト対策とハード対策を組み合わせた防災、減災体制の充実を図ります。といたしました。具体的な取組といたしましては、防災の普及啓発、地域の実情に即した防災教育。次のページお願いいたします。避難確保計画の作成、検証、地区防災計画作成の促進、洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証、木造家屋の無料耐震診断、名張川河川改修は本日、別紙でお配りしておりますが、変更させていただきたいと思っております。名張川河川改修を河川改修、括弧、名張かわまちづくり一体型浸水対策事業に変更したいと思っております。これは河川改修だけでなく、河川改修を含めた全体的な取組の視点に変更させていただきたいという理由からです。続きまして、大規模盛土造成地の調査、防災対策、緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保、続きまして、次のページですが、狭あい道路整備等の促進とさせていただきます。次の107ページが今言いました取組のスケジュールを表にしたものになります。名張川河川改修のところは、また修正したいと思っております。最後に、次のページ、108ページですが、防災指針の目標値を定めております。ご覧くださいでしょうか。2つ設定しております。1つ目が地震等の災害への備えをしている市民の割合、2つ目が居住誘導区域内における地区防災計画の作成数といたしました。防災指針については以上でございます。議長、よろしくお願いたします。

【議長】

ただいま、第5章並びに第6章の説明があったわけですが、これですべての説明ですね。

【事務局】

はい。

【議長】

特に第5章、第6章に関するご質問と全体を含めた中でご質問ございましたらお受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。はい、委員お願ひします。

【委員】

はい、大きく3つご質問をさせていただきます。あくまでも、立地適正化計画の素案ですのでいたしたかないのかなと思ひますが、ちょっと突っ込んで質問させていただきたいと思ひます。1つ目は、80ページ。低未利用土地の活用等検討ってことで実際にできたら非常にありがたい制度ではあるんですけども、実際、今、名張市の空き地、空き家の状況、持ち主とどれだけ連絡が取れているのかってところはかなり私は疑問視をしております。なかなかその空き地でしたら、市は、草木が道路にはみ出ている。でも、市からは指導という形で毎月はがき等で案内はしてるけれども一向に状況は変わらない中でこのようなことがまずできるのかどうか。実際に現実できるのかどうか、お尋ねをいたします。続きまして84ページのまちなかウォークアブル推進事業の活用、これは国の取り組みの中で大変いい事業だと思っておりますが、これはもう既にどこ辺りでこういったのを考えたっていうのが、思ひがあつてここに載せてくださっているのかどうか。多分、これ桔梗が丘駅前のことかなと私は勝手に想定をしておりますが、どこかを想定してこの事業の活用を提案されているのか、お尋ねをいたします。3つ目。86ページに目標値の設定というところで本日の黒丸になっている人口密度というところでちょっと質問させていただきたいんですが、ちょっと全体に渡ることになります。まず、34ページの解決すべき課題の抽出というところで、本市の総人口は、2045年には1985年頃の人口程度になるだろう。そのときの人口というのは、56,474名なんですね。それに見合った居住誘導区域になっているかっていうこと私はちょっと疑問に思っております。57ページのところに飛んで申し訳ないんですけども、用途地域等の見直し方針の所で3行ある中の2行目から3行目にかけて、単独又は周辺の住宅団地と合わせて概ね50ヘクタール以上の住宅団地を対象としていますってところで、ここに地図が載つていまして対象となつてる地域ありますけれども、ちょっと私は何か不自然だなと感じるところがございます。基本的には駅周辺が住みやすいとか、高齢化に伴うということは駅周辺で歩いて移動できるのが一番いいよねと思つてますけれども、いやいや、美旗駅周辺って一応団地ありますけれども、そこに該当になつてないのはなぜなのかな。逆に駅から非常に遠いところがその対象になっているけれども、そのあたりはなぜなのかっていうことをご説明いただきたいと思ひます。はい、以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。委員から以上3件のご質問がございます。事務局よろしくお願ひします。

【事務局】

ありがとうございます。3点ご質問いただきました。まず1点目でございます。80ページの方ですが、先ほど委員からもご紹介いただきました。立地適正化計画の方が作成されましたらできる制度の

案内がここに書かれております。非常にこの制度というのも、委員の言葉をそのままいただくと非常に面白い、今後のまちづくりにこういったことができたならばいいかなというところですが、ご指摘いただきましたように、やはり空き地、空き家っていうのはですね、今、私ども都市整備部の営繕住宅室の方が担当しておりますが、非常に苦戦しているというところで、なかなかこういった制度に乗っかっていくっていうのは理想的ではあるんですけど、今の現状、委員のご指摘のとおり非常に難しいことではあるのかなというふうには感じております。ただ、部分的なブロックっていうことでは、たまたまこの部分の地権者さんがですね、こういったことに合意いただけるっていうことがあるかもしれません。そうなった時に、ここに今現在お話されてませんけれども、また計画と支援をしていて、新しい例えば旧町の活性化のあり方っていうのも1つにはなっていくのかなというふうには現時点では考えております。難しいことであるという認識は事務局ももちろん把握しておることの話でございます。2点目でございますけれども、まちなかウォークアブル、これも同じくですね、この立地適正化計画を策定することによって使える交付金の制度でございまして、おっしゃっていただきますように、桔梗が丘の駅前でありましたり、名張の旧町、まちなかの整備に適用できる制度かなというふうには考えております。桔梗が丘につきましては、今駅前をどうしていくっていうのは、地域とうちの方が一緒になって検討を始めているというところですが、そこが進んでいきましたらですね、この交付金を利用してですね、例えば箱物とか公園とか、あと街路ですね、そういった細かい整備にも使えるのかなと。旧町につきましても同じくですね、名張駅から名張川の河川改修に伴うまちづくり事業というのもございますので、そういったところも含めて利活用できれば理想的かなという風には考えております。思いつく候補としてはその2つぐらいかなというふうには感じております。3点目の人口の昭和60年、お調べいただいた56,000人程度の人口があるということで、今のこの用途地域の見直し方針でございますけれども、昭和60年の時点におきましてはですね、57ページ、見直し方針を平成26年に名張市の方で作成しまして、今随時進めておるところでございますけれども、昭和60年の時点でここにはない団地はですね、恐らくは春日丘ぐらいかなと。百合が丘もぎりぎりかなというぐらいでしょうかね。ですので概ね今の住宅団地が形成されつつあります。これ以外にもですね、ここには載ってませんが、美旗の駅前ですとか、他にも南百合が丘ですとか、すみれが丘っていう団地もございまして、50ヘクタールまでのところで一旦、用途指定をしていくといいますのは、やはり昭和60年、これ、56,000人まで人口が減っていくと考えたときに、それだけ50ヘクタール未満の団地まで用途指定してですね、今後もここに居住を誘導していくということを進めていくと、人の方が足りないということにどうしてもなってくると思います。ただ、今そこでお住まいいただくこと別に否定するというものではございません。ただ、減っていく中で、どこかの団地にお住まいしたいと、新たに住みたいっていう時にはですね、用途指定をしてあって立地適正化計画で居住誘導区域になっている所により良い住環境を作ることによって人を誘導することで、少しでもインフラも含めてですね、まちの全体のコンパクト図るということを目的にしておりますので、そういったことで、現時点では指定をさせていただいております。

【議長】

はい、委員お願いします。

【委員】

丁寧なご回答ありがとうございました。昭和60年の頃は確かに大きな団地開発が始まっています。ちょっと名張市の資料見ますと、昭和60年になかった団地と思われるのが、希中央、鴻之台もちろんですし、梅が丘のあたり、春日丘もおっしゃったように、確かに。ただ、団地の開発は、始まったけれどもそこに居住する人が少ない地域もあったりしますので、要は当時と今とでは駅周辺の様子も変わってきている中で、間違いなく駅周辺の方が便利なのでやはりそっちに誘導していくということが必要だと思っていて、ただ単に50ヘクタール以上の大きな団地があるからそこに指定をして居住誘導地域にするっていう考え方も1つとは思いますが、私としてはやはり駅を中心としたコンパクトなまちづくりっていうところを大事にしていきたい。どっちを優先するかなって思うんですけども、今大きな団地に多くの方が住んでるからそっちを優先するのか、それとも当時と状況が変わってきている中で、今から先の便利なまちづくりをするんだったらやっぱり私は駅周辺を誘導していく方がインフラの整備も含めて、いろんな行政としてやらなければならないことも含めた形の方がよりコンパクトで整備しやすく皆さんにも住んでいただきたいのではないかと考えております。これは私の意見としてお伝えさせていただきます。以上でございます。

【議長】

はい。ありがとうございました。

【委員】

よろしいでしょうか。

【議長】

委員お願いします。

【委員】

都市計画の専門としても委員のお話はごもっともで、個人的にはそうあるべきだと思ってるんですが、実は大きなニュータウンっていうのはやっぱり数千人規模の方々のお住まいになっているので、これを一気にその例えば美旗の駅前に降りてきてくださいっていうのもなかなか難しいものですので、そういうような実現性なんかを考えた時の折衷案として、今はこういうように大規模ニュータウンはとりあえず居住誘導区域に指定させていただいてるということでご理解いただければいいのかなと思います。この大規模ニュータウンが今後、数10年後ですね、人口がどんどん減ってきてスカスカになった場合は、おそらく足立委員がおっしゃるような駅周辺にもう降りてきてくださいというような時期も来ようかなというふうに考えております。そこは継続的に考えていければと思います。それと80ページのとこ

ろなんですけれど、ここは実はですね、今、個別の空き地、空き家で苦戦しているから、これを80ページがさらに苦戦するかというとそうでもないんですね。なぜかという、一定の敷地規模があれば、それを利用したいっていう方もおられるはずなんです。それが今の状況でしたら1軒1軒の小さな空き地、空き家を何とかしてくださいっていう話かならないので、もう少し集約することで数百平米とか千平米規模の敷地が出てきたときに、利用される方が出てきたときは、ひょっとするとこちらの方がのってきやすいっていう可能性も出てくるんです。ですので、そういう意味では個別の利用とこの集約化っていうのは、この個別利用の延長線上にはないというようなことを共有しておいたほうがいいんじゃないかなと思いましたが、ちょっと一言申し伝えました。以上です。

【議長】

はい、次。お願いします。

【委員】

ご丁寧な説明ありがとうございました。私が申したのは、土地を持ってる方と連絡を取りようがない今、現状になってるんです。要は、法務局等の方に行けばどの方が持ってて、住所名前までわかるんです。でもそれだけしかわからないのでそれ以上連絡の取りようがないんですね。住所地のところまで職員の方が行けば会えるのかって言ったら、向こうのご都合もありますので会えないかもしれなくて連絡が取れないなかで1,000ヘクタール、1,000坪をかき集めることができますけど、やっぱり最終連絡が取れないっていうことが今の現状の課題としてあるんですね。そこをやっぱり、あくまでもこれは計画段階のものでありますけれども、本当にこれをやろうと思うとかなり現実的に取り組まなければならないことがあるっていうことをちょっとお伝えさせていただいたかったんです。なので計画はいくらでも作ったらいいんですけども、結局計画倒れになってしまっただけでは困るので、そのあたりはやっぱり行政としてしっかりどの土地を持ってる方と住所と名前しかわからない中でどう切り込んでいくのかとどう連絡とるのかと今の課題だと私は思っておりますので、理想と現実をちゃんと近づけるっていうことをしていただきたいなと思っております。すいません。以上です。

【委員】

今の私の説明は委員に対してではなくて、事務局への追加説明なんです。個別で進んでないから難しいですねっていうことじゃなくて、個別の話と収益化の話は、必ずしもその延長上にはないですよっていう話ですね。逆に私も他市でも空き家対策やってますので、本当に緊急的なことが起こったり、あるいはこういうような利用したいという方が現れたときは、より積極的に地権者を追っかけようと思しますよね。今は総花的に調べようとしてますけども、多分こういうようなことになってくると、さらにこう積極的に調べようとするので連絡はよりつけやすくなるかなということもありますので、こちらがどうするかというよりもニーズがあった時にそれを受けて市役所がコーディネートをして集約したら利用がもっと促進できるのにとということで、今、空き地空き家を持ってらっしゃる方に積極的にアプローチしていただくと多分いくつかは実現できるんじゃないかなと期待してます。

【委員】

わかりました。積極的に動くためのものという理解で。

【委員】

そうですね。だからこういう制度が使えるっていうことがないと、そういう話も動きませんのでとりあえず載せておかないといけないというようなことかと思います。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【議長】

ありがとうございます。他に、はい、委員。

【委員】

ありがとうございました。大きく重なってる部分もあるんですけども、感想も含めてお伝えさせていただけたらと思います。2点お願いします。立地適正化計画は、名張のまちの使い方なんだなというふうに理解してもらいました。今、名張新時代戦略というところで、広報シティプロモーションだったりとか、いろんな部署さんが名張の新しいまちの起こし方だったりとか、繋がりの方だったりとかっていうところで少しずつ動きが始まっているのかなあというところを、私も名張の旧町をステージにまちづくり関わらせてもらっているものとして感じています。なので、そこが書かれているようなその居住誘導区域っていうそういう抽象度はちょうどいいなと思っていて、何かいろんな使い方を想像できる計画になっているなというふうに思ったんですけども、まずここに書かれてることがちゃんと認知されること、なんか先ほどニーズの話もありましたけど、知らんもんにはニーズも何も生まれないのでなんかちゃんと伝えていきたいなと思いました。その伝えていくときに、どのように伝えていくのか、誰に伝えていくのか、その辺をなんかこれから検討していく必要があるのかなというふうに感じたので、その辺りのアイデアだったりとか、そうなったらまた教えていただきたいなという部分と、単純にこれ聞いたときに、コンパクトにするのはわかりました。じゃあコンパクトから外れたところの人とか、ここはどうなんだとか、このこと誰が考えるんだろうっていうところをなんか私が何も知らずに聞いたら気になるなと思ったんです。なので、同時進行でこれをいいものだったら、これ必要なんだってお伝えする反対側で、そこじゃないところでも、今先ほどおっしゃられたすみれが丘とか、住んでるんですけどとか、あそこ友達いるけどとか、いろんなまちの人って暮らしの中に思いがあると思うんです。その思いを無視してはまちづくりってできないなというふうに日々感じているので、その辺りも含めてどう認知させていくのかっていうところをお聞きしたいなと思ったのが1点目です。2点目は防災対策の部分です。今私は先ほどお話し申し上げたように旧町で活動しています。かわまちのアイデア会議なんかに、本日ちょっと出席できなかったんですけど時間被ってしまって、参加させてもらってます。その中で、かわまちの使い方っていうところ、すごく未来を想像するんでわくわくするような会議してい

ただいてるんですけど、この防災の部分をリアルで考えたときにすごい怖いなって最近思ってます。私が活動拠点としているフラットベースという場所は名張市の元町にあって、イオンの真裏にあるんですけど、その前を毎日通られるご老人の方々が本当に手を差し伸べたくなるような方もいます。この方たちを何かあったときにどうやって助けるんやろとか、この旧町にいる人たち1人を死なさんぞってなった時の防災計画が必要なんじゃないかなっていうのを最近よく感じてます。また、かわまちの方が、発展してきた場合、子どもたちに川とか自然に触れる機会をっていうのはアイデアもたくさん出てます。でもやっぱり夏休みになったら、川で溺れて亡くなる子がいます。私もともと小学校の先生してて、学校の方針って川に近づくななんです。でも、かなり近づくななんて言われてる子供たちは、学校として、学校とか教育委員会としては近づいてはいけない、以上です、なので、実際の遊び方を教えるところまで至ってないです。何か防災計画とか防災対策って結局、やっぱりまちの人がどんだけ見てるかなと思うので、この辺りを何かこう計画とかの形式だけじゃなくって、何かリアルなものを作っていくにはどんな支援が必要なのか、どんな教育があったらいいのか、その辺りなんかどんなふうに考えてらっしゃるのかなっていうのが、お聞きできたら嬉しいなと思いました。すいません、長々と失礼しました。

【議長】

はい。今、委員からご意見ございました。これに関しまして事務局お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。2点ということでご質問いただきまして、1点目ですね、今後のまちの使い方をどういうふうに広く認知していくかっていうことですね、アイデアをとということですけども、さっきのスケジュールの中でも申し上げましたけれども110ページの方ですけども、地域の説明とか事務的な流れですけども、パブリックコメントですとか、こういった計画については一般的には、こちらに書いているというのが1つの公表の手段になってきます。事務的な流れとしては、このあたりかなとなってくると思います。ただ、広く認知していただくことというのが、もし他にしないといけないことがあるとすればですね、先ほどからも説明の中でも上がってますけれども、例えば事業するときのまちなかウォークアブル事業とか、この立地適正化計画に一定絡みながら1つ1つの事業というのが起こっていた時にですね、その地域の方々に、こういった事業をするんだよっていうことは、ニーズというよりは説明という形で必ず浸透していく。で、まちなかから何かを決めていくときには、当然地域の方々とどんなまちづくりをしていくかっていうのを、ワークショップして、決めていくっていう機会があるうかと思えます。今日は委員、こちらの会議に参加いただいてありがとうございます。この裏でやる委員さんが参加いただいているかわまちづくりの会議がそれに当たるかと思えます。そういった形で認知されていくのかなというふうに考えております。で、このコンパクトシティの今申し上げた、誘導区域から外れたところということですけども、これは居住を誘導する区域外のところに、住んではいけないというような誤解が生じることがこの計画の中でよくあるんですけど、決してそういうことではなくてですね、名張でまちの肥大化、スプロール化っていうところで問題になっているのが、田んぼを潰してアパートが建っていくとか、どんどん人が減ってるのに箱だけが増えていき続けているっていうのは現

状としてもあります。そういったものをやっぱり止めていきたいということがありまして、既にある土地を有効活用してですね、そこに住んでくださいというのは一つ誘導としてあるのかと思っております。ですので、今住んでいただいているとか、そのまま住み続けていただくことは問題ありませんし、そこに宅地があればそこに住んでいただいてもいいのかなと思っております。むしろですね、そんなところの田園風景とか名張のこれまでの従来の風景が田んぼの景色とかが、そこにアパートが建つとかですね、そういったことを防いでですね、従来の風景を守っていくというのにも一定寄与する計画にはなるのかなというふうには感じておりますので、決して居住誘導区域から外れたところですね、何か不利益を被るような制度ではないというふうには考えております。それから、防災対策についてのご意見もいただきましたけれども、ちょっと本日の資料ですね、追加資料A4の1枚付けさせていただいております。追加資料105ページ、変更箇所と右上に書いてある資料なんですけども、そちらの方にもですね、名張川の河川改修に絡んで作らせていただいている防災指針のうちの1つですけども、ここではですね、木津川上流ダムによる洪水調整と併せた改修という中でですね2つ目の段落ですね、また洪水被害を軽減するため個別避難計画、個別避難計画といいますのは下に書いてありますけれども米印ですね、個別避難計画とは災害時の避難に特に支援が必要な方、避難行動要支援者一人ひとりについて災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、どこに避難するか誰が避難を支援するか、どのような配慮が必要になるか、こういったことをあらかじめ決めておくと、こういった計画についてここで触れております。

【委員】

はい、ありがとうございます。田んぼの話ではなく、だから単純に言ったら、誘導地域ということで普通に考えてその地域は住んでる人が少なくなってきました。そこに空き家が必ず増えてきます。でもその空き家のこのなんでしたっけ、低未利用土地の活用っていうのは、誘導区域内でのことだから、多分その区域は適用されないですよ。じゃあ建物残ってます。だんだん誘導していった結果そこ誰もいなくなりました。そこどうなるんですかという話が気になっています。現存、あるから。それがまず1点目と。その防災対策についても何か今おっしゃられたことはすごくよく分かるんですけど、口開けて待ってても自発的にならないんですよ。そこをどういうふうにする機運作っていくのか、何かそこが行政としてすぐ大事だと思っていて、もちろん名張市さんだけがすることではないと思うし、地域住民たちと一緒に作っていくものだと思うんですけど、そこをどう巻き込んでいくのかっていうような、何かそういうアイデアをやっぱこれから考えていく必要があるのかなと今お答えいただきたいということではなく、ちょっとご意見として言わせていただきます。ありがとうございます。

【議長】

はい、ほか、何かございましたら。はい、委員さんですね。

【委員】

はい。私からは非常にちょっと事務的なことをいくつか。例えばしょうがないところもあるんですが、

15ページの空き家率が載っておるんですけども、名張市さん、私が記憶しておりました伊賀地域の空き家率に比べて随分低いなと思ひまして資料をひっくり返してみたんですけども。ちょっとどの数字を取るかになるのかもわかりませんが、平成30年の住宅土地統計調査によると、名張市さんの空き家数って5,050件の14.2%っていう数字が出てるんですね。ちょっとそこら辺、どういう数字を取るのかご確認を。別に今、回答必要ありませんので、確認をお願いします。それから29ページ。1行目、名張市の地域公共交通に関して市民アンケートの中で公共交通の利用頻度は近鉄大阪線がもっとも多く、現状の満足度は近鉄大阪線とナッキー号と出てくるんですよ。まあ皆さんナッキー号ってご存知なんでしょうけれども、ぱっと見たときにこれ巡回型コミュニティバスのことですよ。ちょっと前になんかいるのじゃないかと。例えば82ページは綺麗に書いてもらってるんですよ。市街地循環バス、括弧、ナッキー号みたいな。そこら辺は唐突にならないような工夫をお願いできれば読んでいただく方にもわかりやすいかな。それから、33ページへ飛びます。ここにですね、33ページに河岸侵食という言葉が出てまいります。河川の河に岸に侵食ですね、この場合の漢字、さんずいじゃないと思うんですね、にんべんの侵がおそらく正解です。混在してますので統一をお願いします。それから、42ページに飛びます。42ページの下の方に、多様な移動手段の推進とあります。この中にですね、新しい移動手段や仕組みについても検討してとありますけど新しい移動手段ってちょっと唐突なんですよ、具体的にはどういったものを想定しておられたのかということです。具体例があればちょっとわかりやすくなるのかな。それから43ページはまちなかウォークブルのお話ですけども具体的にどこを指しているのかなと思ひたんですが、よくわかりました。ありがとうございます。90ページと93ページですね。三重県の淀川水系洪水浸水想定区域図っていう、出典が出てくるんですけども。これ最新のものは、令和4年4月ということで、県の方で公表させていただいてます。それを反映したものになってるかどうかの確認をお願いします。古いものじゃないかということです。あと最後にですね、104ページです。木造家屋の無料耐震診断のところ。居住誘導区域外には多くの木造家屋があります。その次です、1971年以前に建築された木造住宅と載ってあるんですがこれ多分旧耐震のことをおっしゃって見えるんだと思うんですが、正解はこれ1981年ではないでしょうか。ちょっと確認と修正をお願いします。以上です。

【議長】

はい。今、委員さんの方から質問ありましたけど、いろいろあるわけですがちょっと事務局からよろしくをお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。申し訳ございません。細かなところ行き届かずですね。今、ご指摘いただいた部分につきましては、改めて確認しまして修正のほうをさせていただきたいと思ひます。1点、42ページの新しい移動手段の仕組みについてですが、これも何か具体的に何々等ということで具体例を挙げた上での文章にしようと思ひておりますが、例えばどういったことかといいますと、今、名張市の地域公共交通計画の中ではですね、これまでの移動手段、公共交通では、

高齢者の方々にバス停ですとかそういうところまでいくとそれはできない高齢者の方も出てくるということで、ドアトゥードアのサービスが必要になってくると、そういった観点もございまして、公共交通で賄えない部分についてはですね、福祉の施策、移動支援の中で賄っていくですとか、あとは公共交通のないようなところについては、例えば商業施設が巡回しているバス、医療施設が巡回してるバスそういったものも含めて、新しい移動手段との連携というふうな位置付けで、公共交通計画進めているところがございますので、そういった実例を挙げながら、表現をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【議長】

はい。ほかは何かよろしいですか。はい、委員。

【委員】

そうですね、あの簡潔に。あのね、先ほどから空き地の件で、これもね、名張もそうだけ全国的にやっぱりたくさんあって、相続登記法という形でね、24年4月から、これはもう絶対義務化になります。従ってね、名張の方は団地が多いんもんで、系図的にもね、やっぱり、そういう問題ないと思うんで、あえて言うなら里の方は、ひょっとしたらどうかわかりませんがね、割と高齢についてもね、緩和されて考えて、ちょっといけると思いますので、今これなかなか相続できなかったね、思ったように動きませんでした。そうですね。そういう形で、そこに運用してくれてますし、そういうこともある。はい。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございました。ほか、何かございましたら。はい、委員お願いします。

【委員】

すみません、委員さんの意見で言っていたことに関してなんですけども、私も外れた地域、錦生地区に住むものです。委員会の時にも話させていただいたんですけどコミュニティバスで今ね、賄ってはいるんですけども、やっぱり人数がどんどん過疎化している、高齢者がどんどん増えてくる。それこそ、ドアトゥードアのことを今後必要になってくるっていう中で、安心ネットワークっていうのが地域で今できつつあるところでそういうふうにも予算を組んでいくっていうのも事務局の方から回答いただいた所です。その話をもらって安心してたんですけどその先の事をおっしゃっていただいて、どんどんそういう地区は空き家が増えていく。その後はどうするんだっていうことで、私も共感させていただきました。改めて一緒に、その辺についてもまた検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【議長】

はい、ありがとうございます。まず、委員お願いします。

【委員】

すいません。71ページですけども。都市機能施設配置一覧の中で、おおよそ丸印は現施設があるところだと思うんですけども。2番の欄ですね、桔梗が丘の駅前のこのエリアに該当する施設は具体的にどういう施設かちょっと私、イメージができないものですから、ちょっと教えていただきたいと思えます。

【議長】

はい、わかりました、委員の件につきまして事務局よろしく申し上げます。

【事務局】

桔梗が丘都市機能区域には71ページの下を表記載しております、病院と診療所と総合スーパーと食品スーパーを。

【委員】

現施設です。

【事務局】

現施設ですか。

【委員】

ほかのエリア、現施設ありますよね。

【事務局】

はい。桔梗が丘はございません。

【委員】

ないんですか。それはそういう表現でいいんですか。同じような表現で。

【事務局】

現施設だけではなくて、64ページの上のところですが、立地を維持したい施設と新たに立地を誘導したい施設、区域外への立地を抑制したい施設という3つの観点で設定しました。その内の新たに立地を誘導したい施設ということでここは決定しております。

【委員】

ここに書いてあるのは、あるのかないのかではなくて、今後もこういう所にこういう施設を集めたいということを書いてありますので、だからこの表はあまりあるかないかというのは関係ないというこ

とになります。はい。

【事務局】

はい、わかりました。

【議長】

はい、よろしいですか。はい、事務局お願いします。

【委員】

ちょっといくつか、先ほどですね土地利用関係の話がいくつか出ているので、ちょっと参考になればということですが、私も詳しく制度のことは承知してませんが、今年4月からですね、相続土地国庫帰属制度というのができまして、こういった適用もこれからですね活用されていくと。確か10年分の管理費を払うと国が管理が行って、国が売り払うとかですねそういう制度もできてきてるようですので、そういったことの活用も可能性があるんじゃないかなということをおもいました。それから今日の追加で105ページをですね差し替えさせていただいたんですけども、先ほども話がありました、国土交通省の流域治水プロジェクトっていうのをやっていて、ハザードマップとか見るとですね、真っ赤になっていて、非常に危ないんじゃないかというふうに思われてしまうんですけども、これいわゆる伊勢湾台風クラスの台風が来たときに、こういうことが想定されますという中でかわまちづくりとかですね取り組ませていただいているんですけども、ハード事業は非常に時間がかかります。用地交渉とかですね、地域の方のご協力がなくてはですねなかなか進みませんので、こういった中で公共対策も大事だということで北森さんも一生懸命、地域でやっていただいているように、結構子どもに夏休みの宿題でハザードマップを作ってきてねという宿題を出すと、親と一緒にですね、どういう避難でどういう経路でやるんだと、最近自治体でやってるタイムラインとかっていうのもやっていますけれども、どういうタイミングで避難をするのかとか、誰に連絡をするのかみたいなことを取り組んでいくと、かなり浸透してきてるんだと思うんですけどもそういうやり方もあるんじゃないかなということをおもいました。感想みたいになりました。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。ほか、よろしいですか。

【委員】

ちょっとすいません。

【議長】

はい。

【委員】

はい。ちょっとすみません。桔梗が丘はね、団地が中心に動きます。その利便性と環境がね完全に整わなければこういう制度できません。はっきり言って反対ですわ。言ったら悪いけども。そういうような形の中で大きな病院ね、名張市も市立病院の中でもちょっと検討してくれてるけども、希中央も、内科とか、耳鼻咽喉科、そんなんもありますけども。そのところについて、そのほとんど団地ですからね、中心が。先ほど申し上げたように、本当にそういうのがちょっと整わない限り、やっぱり無理ですよ。そして僕、一番最初にそういう環境をまずは揃えて、いわゆる病院とか、それと学校関係も、若者が定住できるような。基本的にはやっぱりまちづくりが一番必要ですよ。そういうのをしといたら、施設ができるんだけど。まあ、意見ですけど。

【議長】

はい。ほか、よろしいですか。皆さんからいろんなご意見いただきありがとうございます。ほかにご意見ないようですから、これで議事を終わらせていただきますが、まず今、委員お見えになってますけど、今、引堤工事してると。これに合わせてですね、元々、私らが子ども時分のときは名張川の氾濫で床下浸水、床上浸水何回もあってるんです。これがあるがたいことに、比奈知ダムができて、長瀬ダムができて、室生は室生ダムできて、大分その辺は対策なってきた。ただ、現状の厳しいことがあった時なんかありますから、特に一番危ない名張川と室生川の引堤工事をしていただいて、ちゃんとしてるなど。これ本当に、ありがたいことだなということが1つあります。次ですね、その場所が、やはり環境の問題、防災の問題、それと地域活性化の問題ですね、やはり、いろんな形の使い方をしていただきたいなというので、特にそれに関しましては、やはり三重県のちょうど西の玄関になるわけです。名張の西の玄関になるということで、元々私もよく言わせていただいていたけど、あそこの場に川の駅を作って道の駅作って、1つの拠点にして、あそこからまた旧町に入っていただく形をとっていただける形の発言もさせてもらってきたんですが、その過程にやはりね、あの場に親水公園したらええんやないかという意見もありますし、環境合わせて川の使い方の形で多分、かわまちづくりはいろんな議論をしていただいたと思うんですが、その辺も含めてですね、やはり名張のまち全体の1つのいい場所だと思えますんで、考えていただきたいなというところがございます。それと、あと川に関してでございますが、元々宇流富志禰神社の下の所、私が小さい子どもの時はあそこで皆、泳いだんですね。川も綺麗だった。あそこは特に蛍がすごく多い地域でございました。その後、ずっと私ら名張川で遊んできたわけでございます。しかし、途中から名張川で遊ぶなと学校がいうからPTAの見回りがあって、私はよく草むら隠れたんですね。だからその時に、まだどここの子がいるわって言って怒られました。やっぱりその辺の教育の問題もありますから、今後やっぱり川に馴染んで、地域の防災も含めて、子どもさんにはどんどん教えていかないとという思いがございますんで、その辺のところ今がやっぱり1つのきっかけの場でございますから、知恵出しながらやっていきたいなという思いがあります。それと、空き家に関しては、数年前から市が勧告を出すようになりましたんで、だいぶ旧町の方の危ない家も減ってきました。崩していただけてますけどもまだまだいっぱいあります。それと空き地でございますけど、旧町で言ったらいろんなところから特に名張の団地の方がどんどん入ってきてくれてます。今空いたなと

思ったらすぐやっぱ売れてる状況で、いろんな形されてるし、途中言われました土地活用って形で、ある程度の土地があったら、小分解にしまして、販売されたらまたじきに売れてるような現状でございます。例えば、ジャスコの裏側でもね、分解して販売したらすぐに売れたということでございます。また、あと併せてあの辺のことを言うと、特に防災の問題で旧民家が多いですから、どっかへ避難できる場所があるのかというところがあって、あそこはアスピアがあるわけですが、一時期イオンさんへできないかということで、元町の区長から頼まれて、私はイオンの店長さんに言わせてもらったことがあります。最終区の方からね、言っていたら検討させてもらうってことで、そのあとの結果はちょっと聞いておりませんが、いろんな形でね、住民が協力してやっていけば一番ありがたいかなっていうことでございます。それで後、市の方が言いましたけども、土地活用した中で、長年で一番私は名張市で失敗したのは、希中央の活用がまず失敗したと思います。それで今アパートいっぱい建ってますけど、あれをどうして規制できなかったのかなっていうことと、それとあと、業者が2件ほど設定したという問題があって、私は立場上、いろんな形の反対をしたわけでございますが。そういう形で執行してきたなという問題。それとあともう1つは、農地でやってるところ。またこれは地目変更してるというところもありますんでそれも今後いろんな形で考えた中で、この町を発展させるために、またコンパクトなまちにするためにもっと考えて欲しいなというところがございます。ほかにも、今皆さん意見が出た中で、もっと私もいろんな意見言いたいこともあるわけでございますが、2時からさせていただいて、今4時20分ということで、皆さんからご意見いただいてありがたいなところです。最終的にまた皆さんにご意見いただくわけでございますが、それまでに、できるだけ事務局の方も詳細な資料を提示しながらご意見いただいた中で、素晴らしいものになりたいと思いますんで、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。これで一応、議事を終わらせていただきますので、傍聴者がおられますので、傍聴者の方に関しましては退場の方よろしくお願ひしたいと思います。

・・・傍聴者 退場・・・

【議長】

それでは進行の方、事務局の方に戻させていただきます。事務局よろしくお願ひいたします。